## 介護事業所等の事業再開に要する諸経費の国庫補助 (介護サービス事業所・施設等の復旧支援事業)

東日本大震災の被災地における介護サービスの確保のため、被災した介護サービス事業者に対し、 事業再開に要する経費(車両購入費、パソコン等の事務用品購入費、事業所借上に要する初期契約 料等)に関する国庫補助事業を新たに創設し、復旧支援を行う。

- 1. 所要額 6,794,500千円
- 2. 実施主体 都道府県・指定都市・中核市
- 3. 補助率 定額補助 (介護保険サービスごとに定める額)
- 4. 補助対象 東日本大震災により被災した 介護保険サービス事業所・施設を 有する事業者
- 5. 補助対象となる経費の例
  - 事業所の車両(訪問、送迎等用)
  - 事務用品(パソコン、デスク等)
  - 事業所を借り上げる際の礼金・事務手数料
  - その他事業再開に必要となる初度経費

## (対象となる事業所・施設等)

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、 通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期 入所療養介護、特定施設入居者生活介護、養護老人 ホーム、軽費老人ホーム、福祉用具貸与、居宅介護支援、 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型 医療病床、地域包括支援センター、夜間対応型訪問介 護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、 認知症対応型共同生活介護

## (定額補助の額(例))

訪問介護·訪問看護700万円/事業所通所介護800万円/事業所小規模多機能型居宅介護1,000万円/事業所

## 【予算科目】

(項)介護保険制度運営推進費 (目)介護施設等復旧支援事業費等補助金(仮称)